

令和3年第10回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和3年10月25日(月)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後3時00分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	森谷 進	出席	8	吉原 一雄	出席
	2	島村 実	出席	9	梅澤 三子	欠席
	3	福嶋 輝幸	出席	10	清水 典子	出席
	4	鳴河 のり子	出席	11	江連 喜美	出席
	5	横田 拓也	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	浅田 カヨ子	出席	13	道谷 淳史	出席
	7	松田 浩幸	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 樋口 成男 主幹 房野 秀樹 主査 大河原 喜浩 主事補 西尾 かおり
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第36号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第4 専決処分の報告について</p> <p>その他</p>

議長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は6番、7番にお願いします。

日程第2 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第2 議案第35号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。

9番

議案1番、本件担当の9番、申請地の状況について説明をお願いします。

24日に現地を確認してきました。申請地は、〇〇から〇〇〇〇へ向かう途中の〇〇〇〇〇〇の北側にあります。現地はきれいに整地されていました。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は現在、日高市内に妻と子供〇人、計〇人で賃貸住宅にて生活しておりますが、徐々に生活スペースが手狭となってきたこと、また、お互いの両親が市内に住んでおり、将来、両親の介護が必要になった場合のことも考慮し、市内でのマイホーム建築をするのが申請人夫婦の最低要件とのことであります。今回、当該申請地においては、上下水道のライフラインが整備されているなど、周辺環境が住環境に適していることから、土地の選定及び計画されているものです。

なお、当該地域は、都市計画法上で地縁を有さなくても住宅が建築できる場所となります。

申請地の農地区分は3種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。

議長

只今9番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

9番

続きまして、議案2番、本件担当の9番、申請地の状況について説明をお願いします。

24日に現地を確認してきました。申請地は、議案1番の道反対にあります。現地はきれいに整地されている状態でした。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は現在、飯能市内に妻と〇人で賃貸住宅にて生活しておりますが、将来、子供を授かったり、両親の介護の面倒をみるようになった時の事を考えるようになり、申請人の両親が住んでいる日高で候補地を探したとのこと

であります。今回、当該申請地においては、上下水道のライフラインが整備されているなど、周辺環境が住環境に適していることから、土地の選定及び計画されているものです。

なお、当該地域は、都市計画法上で地縁を有さなくても住宅が建築できる場所となります。

申請地の農地区分は3種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。

議長

只今、9番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続きまして、議案3番、本件担当の2番、申請地の状況について説明をお願いします。

2番

先日、現地を確認してきました。本申請地は〇月の総会でも出たところです。〇〇〇〇〇〇〇〇の斜め前です。先日は30cm背丈の草が生えていましたが、今日確認したところ草はきれいに刈られていました。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

譲受人は、主に昭和〇〇年から市内で建設業(建築工事・土木工事)を行う工務店を営む事業者です。工事に関する建築資材は市内に〇か所の場所がありますが、土木材料に関しては、倉庫を設けておらず、現場ごとに材料の手配をしている状況とのことです。業務面からみても資材をまとめて発注し資材の単価を下げなければ経営上厳しい状況とのことです。

このような状況を解決するのに、資材をまとめて発注するにあたり資材置場の新設が必要となり申請に至りました。申請地は工務店の隣となり、譲渡人に相談したところ、快く承諾していただき、申請地を確保することができたとのことです。過去、市内の〇か所の置き場に無人であるため盗難被害があった経緯もあります。

申請地の農地区分は1種農地となりますが、同じ地区に住んでいて、隣接している場合、敷地拡張であれば例外規定に該当します。計画目的に必要性があると思われます。

〇〇に第5条議案8番にて審議を行い、許可相当とした後に、申請人から地積等に誤りがあったとして、取下げが申請され、処分を行いました。その後再度修正されたものが申請されたものです。

議長

只今、2番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

2 番

続きまして、議案4番、本件担当の2番、申請地の状況について説明をお願いします。

申請地は議案3番と同じ場所にあります。現地の状況も議案3番と同様でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は〇〇市に本社を置く、不動産業を営む事業者です。

過去にも〇〇市内で建売住宅の販売実績がある事業者であり、今回、当該申請地においては、上下水道のライフラインが整備されているなど、周辺環境が住環境に適しており、住宅需要が見込まれている地域に存在していることから、土地の選定及び計画されているものです。

なお、当該地域は、都市計画法上で地縁を有さなくても住宅が建築できる場所となります。

申請地の農地区分は3種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。

議 長

只今、2番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

1 番

続きまして、議案5番、本件担当の1番、申請地の状況について説明をお願いします。

〇〇〇〇〇〇を直進して旧国道407号線まで進んだ後、〇〇〇方面へ〇〇〇mほど進んだ場所です。現地はきれいに草が刈られていました。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、平成〇念に会社設立し市内で電設工事を営んでいる事業者です。近年、自然災害等が発生した際など、普段から電柱を取り扱っている建柱業者でさえ電柱の入手ができず、工事に大きな後れが発生することが多々あり、事故等の緊急の電柱建替工事が必要とされる場合もあり、電気関連事故防止の観点からも早急な工事対応が求められるようになったことから、電柱の在庫を備えていく必要性がもとめられているとのことです。

最長15mの電柱を積んだ大型トラックの出入りが可能である用地を探したところ、今回の申請地となり、地主に相談したところ快く承諾が得られた

とのこと。申請地は譲受人の会社から約〇.〇km、車で〇分程のところであり、管理が容易であることと国道407号線に面しており、交通の利便性も考慮し、申請に至った理由であります。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われま

議長

す。只今、1番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願い

委員

いたします。案内図を見ると道路の一部が〇〇市となっているが、〇〇市が持っている

事務局

道路なのか

議長

はい。道路の中央の一部分に〇〇市が入っている。詳しい行政界については把握

委員

できていないが道路に関する許可等は受けていると聞いている。

議長

他に質疑はありませんか。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当

委員

しないため、許可相当で異議ございませんか。

議長

異議なし。異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

13番

続きまして、議案6番、本件担当の13番、申請地の状況について説明を

議長

お願いします。申請地は〇〇〇〇〇〇沿いにある、〇〇〇の北側です。現地はきれいな状

事務局

態でした。続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和〇年〇月〇日付けで除外認可を受けています。

譲受人は現在、〇〇〇市内の借家にて家族〇人で生活をしていますが、生活スペースが手狭となってきたことで、住宅を建築する計画をしました。

住宅を建築する場所については、両親に相談したところ母が所有している申請地を紹介され、将来的に両親の面倒を見られるように近い場所がいいとのことから、当該申請地を選定したとのこと。

申請地の農地区分は2種農地となります。計画目的から必要性が認められると思われま

議長

す。只今、13番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願い

委員

いたします。

議長

ありません。質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

11 番	<p>続きまして、議案 7 番、本件担当の 11 番、申請地の状況について説明をお願いします。</p>
議 長 事 務 局	<p>21 日、推進委員と現地を確認してきました。申請地は県道川越日高線の〇〇交差点を北方面へ曲がって〇〇神社方面に〇〇mほど進んだところを、左に曲がって〇〇〇の方へ〇〇mほど進んだ場所にあります。〇〇〇〇〇〇〇の看板が目の前にあります。現地は、南側 20～30 cmの草地でした。北側は土が固くなったような地面となっております。</p>
	<p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p>
	<p>当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和〇年〇月〇日付けで除外認可を受けています。</p>
	<p>譲受人は〇〇市内で〇〇〇〇〇〇用部品の製造及び販売を行っている事業者です。今回事業所の隣地道路で日常的に路上駐車が行われ、隣地の農地にもはみ出して納入業者が荷下ろし等の作業が行われている状況、とのことであります。この状況の解決手段として、申請地に駐車場〇台及び納入業者の荷下ろし作業及び車両解体・製造加工スペースを用意することで問題の解決になるのではないかと思います申請に至りました。</p>
	<p>申請地の農地区分は 2 種農地となります。計画目的から必要性が認められると思われま。</p>
議 長	<p>只今、11 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p>
委 員 議 長	<p>ありません。</p>
	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
委 員 議 長	<p>異議なし。</p>
	<p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
6 番	<p>続きまして、議案 8 番、本件担当の 6 番、申請地の状況について説明をお願いします。</p>
議 長 事 務 局	<p>23 日に現地を確認してきました。以前は林のようになっていた場所でしたが、現在は伐採されている状態でした。</p>
	<p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p>
	<p>譲受人は〇〇〇〇〇〇に本社を置く建設業の事業者です。今回申請地の北側にある〇〇〇〇番〇周辺は山林でしたが、現在は〇〇〇〇の計画があり、都市計画法第 34 条 12 号区域に指定されています。</p>
	<p>建設計画に伴い仮設現場事務所が必要となり、今回の申請に至りました。</p>
	<p>当初申請地内に現場事務所を建設することを検討してまいりましたが、造成工事から建築工事に至るまで、バックヤードとして利用できるスペースがなく、区域外に現場事務所を設置の申請に至ったとのことです。工事の最盛期には約〇〇〇人を超える作業員や道路通行人への影響が懸念されるため、極力近隣から土地を探し、土地所有者からの承諾が得られたため、申請に至っ</p>

たとのことです。仮設現場事務所には、駐車場〇〇台分と簡易トイレを設置する予定です。

申請地の農地区分は1種農地となりますが、農地利用適合証明の提出により一時転用後には、農地に戻す計画となっております。申請地の一部分には森林も含まれています。計画目的から必要性が認められると思われま

議長

只今、6番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第3 議案第36号 農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第3議案第36号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。1番の議事に入ります前に、議事参与の制限により1番は退出をお願いします。

13番

本件担当の13番、申請地の状況について説明をお願いします。

現在、譲受人が耕作している場所です。現地はキャベツ等が植えられている状態でした。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

譲受人は、令和〇年〇月に農業生産法人 農地所有適格化法人を立ち上げました。皆様もご存知の通り1番の子が代表取締役となっております。構成員は父、妻、代表取締役の妻、の〇人となっております。構成員の全員が農業従事者で年間〇〇〇日以上、代表取締役と父は〇〇〇日従事となっております。構成員、役員要件等から農地所有適格化法人として農地の取得要件に該当しております。

申請地の農地は、今後、農地を集積し経営拡大を図るために必要な土地で申請地では露地野菜を計画しております。一段と農業経営の効率化が図れると思います。

議長

只今、13番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。1番は入室してください。

委員
議長

日程第4 議案第30号

日程第4 専決処分の報告について、資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。

ありません。

以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。